

国民健康保険税率の改正について

平成15年度分から、国民健康保険の税率が次のとおり変更となります。

区 分		平成15年度
医療分	所得割額	5.88%
	資産割額	19.51%
	均等割額	27,600円
介護分	所得割額	24,000円
	資産割額	0.91%
	均等割額	6.63%
平	均等割額	6,300円
	均等割額	4,500円

5年間税率改正を行わず、国民健康保険事業を運営してまいりましたが、医療費の増加等により、税率の改正を行い、より安定的な国保運営を図っていくこととしました。

被保険者の皆様には、負担増となる場合もありますが、ご理解いただきますよう、よろしく願います。

TEL 820-5604

老人(68・69歳) 重度障害者 ひとり親家庭等

医療費受給者証 更新の手続きを!

老人(68、69歳の方)、重度障害者、ひとり親家庭等の人が現在使用している医療費受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。

新しい受給者証(8月1日から有効)に交換するための手続きを次のとおり行なってください。

- ① 手続きに必要なもの
 (老人⇨緑色、重度⇨オレンジ色、ひとり親⇨水色)
- ② 印鑑
- ③ 健康保険証(国民健康保険又は社会保険等)

*なお、表の日程で都合の悪い人は、7月31日以降に福祉課で手続きをしてください。

更新の手続の受付日と会場

と	き	ところ
7月28日(月)	13:30~16:30	東公民館
7月29日(火)	9:30~16:30 (12:00~13:00除)	町民会館
7月30日(水)	9:30~16:30 (12:00~13:00除)	西公民館

*都合のよい会場へお越しください。

(福祉課 TEL 820-5605)

被爆者二世健康診断が実施されます

対象者 両親のいずれかが原子爆弾被爆者である方。

・広島被爆にあつては、昭和21年6月1日以降に生まれた方。
 ・長崎被爆にあつては、昭和21年6月4日以降に生まれた方。

申込方法 福祉課・公民館などに用意してある専用はがきに必要な事項を記入し、県庁原爆被爆者援護室へ申し込んでください。

申込期間 7月1日(火)~平成16年1月19日(月)

実施期間 7月10日(木)~平成16年2月28日(土)

(※精密検査については、平成16年3月10日(水)まで)

検査費用 無料

※詳しくは、福祉課・公民館などにあるリーフレットをご覧ください。

問合せ先 県庁原爆被爆者援護室

TEL 228-2111
 (福祉課 TEL 820-5605)

保育士登録しましょう

児童福祉法の改正により、保育士資格が法定化され、保育士は都道府県の保育士登録簿に登録しなければ保育士の名称を使用することができなくなりました。

保育士となる資格を有する方は、いつでも保育士登録の申請ができます。

保育士登録の手引き〔新規登録申請用〕は、役場福祉課又は各健康センター、ふれあい館、各公民館、町民体育館にあります。

詳細については、次のところへ問合せください。

登録案内専用電話
 TEL0120-041943

(祝日を除く月~金曜日の午前10時~午後6時)

音声案内及びFAX
 TEL03-5485-3133(終日)

ホームページ
<http://www.hoikushi.jp>
 (福祉課 TEL820-5605)



おしえて! かわいい年金知識 (45)

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

保険料は納め忘れがなく 安心な口座振替で

国民年金保険料を納め忘れてしまうと、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。

また、万一のことがあったときに、保険料を納め忘れていたために、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあります。

保険料の納付方法には、金融機関や社会保険事務所の窓口で納めていただく方法のほかにも、毎月金融機関などの窓口に行く時間と手間が省けますし、納め忘れがなくなります。

口座振替の手続きは簡単ですので、最寄りの社会保険事務所でおたずねください。

問合せ先 広島南社会保険事務所

TEL 253-7710
 (住民課保険年金係)
 TEL 820-5604

